

第8回「とどけよう『絵とことば』のコンテスト」実施要領

1 主催

横浜地方法務局、神奈川県人権擁護委員連合会

2 後援

神奈川県、神奈川新聞社、株式会社テレビ神奈川、株式会社アール・エフ・ラジオ日本、D-YCAP（ダイバーシティ横浜市民アートプランナー）

3 趣旨

こどもたちが作品を制作する中で、豊かな人権感覚を育んでもらうとともに、こどもたちの思いをこめた「絵とことば」を通して、県民の方たちにこどもの人権の重要性について理解を深めてもらうことを目的とする。

4 応募規定

(1) 対象

神奈川県内の小・中学校及び特別支援学校（小学部・中学部）に在学する児童・生徒

(2) 作品の内容

こどもたちが誰かにとどけたい心のつぶやきを「絵とことば」で表現されたものとする。

(3) 応募条件

ア 応募作品は、応募者本人が作成し、未発表のものに限る（他のコンテスト・展覧会等に重複応募しているものについて不可）。

イ 画材（用紙の種類を含む。）は自由とする（貼り絵やパソコンで作成した作品も可）。

ウ 用紙の大きさは四つ切り（約540mm×約380mm）、八つ切り（約380mm×約270mm）又はA4（約297mm×約210mm）とする。

エ 応募点数は一人につき1点までとする。

5 応募方法等

(1) 作品の応募

応募者は募集のしおりの裏面に印刷された応募票に所定事項（氏名、年齢、学校名、学年、住所、電話番号）を必ず全て記載し、作品の裏面右下に貼り付けた上で応募する。応募票は、複製したものや、法務局ホームペ

ージからダウンロードしたものを使用することもできる。

(2) 作品の送付先

作品の送付先は、次のとおりとする。

〒231-8411

横浜市中区北仲通五丁目57番地

横浜第二合同庁舎 横浜地方法務局人権擁護課内

神奈川県人権擁護委員連合会

「とどけよう『絵とことば』のコンテスト」係

(3) 応募期間

応募期間は、令和8年7月10日（金）から同年9月18日（金）（必着）までとする。

6 審査会

一次審査会

- ・全応募作品に対し、不備がないか形式審査を行う。

二次審査会

- ・神奈川県人権擁護委員連合会こども人権委員会所属の人権擁護委員による審査を行う。一次審査を通過した応募作品の中から選出する。

最終審査会

(1) 審査員

以下の9名（予定）により審査員を構成する。

なお、その構成を変更することができる。

ア 主催者

- ① 横浜地方法務局 2名（局長、人権擁護課長）
- ② 神奈川県人権擁護委員連合会 3名（会長、事務局長、こども人権委員長）

イ 後援各社（後援依頼時に審査員についても依頼予定）

- ① 神奈川新聞社 1名
- ② 株式会社テレビ神奈川 1名
- ③ 株式会社アール・エフ・ラジオ日本 1名
- ④ ダイバーシティ横浜市民アートプランナー 1名

ウ 審査方法

別に定めるところによる。

(2) 入賞発表の日（予定）

令和8年11月5日（木）

(3) 入賞

入賞は、以下の賞とする。入賞者には賞状と副賞を贈呈する。
なお、その内容を変更することができる。

ア 小学生の部

横浜地方法務局長賞（最優秀賞）	1点
神奈川県人権擁護委員連合会長賞（優秀賞）	3点
審査員特別賞	4点
奨励賞	若干

イ 中学生の部

横浜地方法務局長賞（最優秀賞）	1点
神奈川県人権擁護委員連合会長賞（優秀賞）	3点
審査員特別賞	4点
奨励賞	若干

(4) 表彰式

横浜地方法務局長賞作品への表彰は、令和8年12月6日（日）開催予定の「かながわハートフルフェスタ」（場所：二宮町生涯学習センター・ラディアン）において行う。

7 その他

(1) 入賞作品の著作権

入賞作品の著作権は主催者に帰属する。

(2) 入賞作品の使用

ア 主催者は、入賞作品について、表彰式、カレンダー作製、その他主催者が行う人権啓発活動等で使用する権利を保有する。

イ 入賞発表、作品展、人権啓発カレンダー等、各種啓発活動に使用する作品には、「氏名」、「学校名」、「学年」及び「作品について伝えたいこと」を明示する。なお、本人等の意向に応じて「氏名」について非公表とする。本人等が「学校名」、「学年」及び「作品について伝えたいこと」について非公表とすることを希望する場合、本人等の意向を確認した上で、主催者が公表の可否を判断する。

(3) 個人情報の取扱い

個人情報は、本コンテスト及び上記(2)の人権啓発活動等を実施するために必要な範囲で使用し、それ以外の目的では使用しない。

作品の公表に当たって、上記(2)イのとおり取扱う。

(4) 応募作品の返却

応募作品は、希望者のみ返却する。希望者は、令和８年１２月１日（火）から同月１８日（金）の期間内に横浜地方法務局人権擁護課宛てに連絡し、同課まで引取りに来るか、又は作品応募時に、返送用の着払い伝票に返送先を記載したものを添付した上で応募するものとする。